

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 4年 9月14日	第169号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官舎 発行人 名古屋市長官舎	

目	次	ページ
<b>規 則</b>		
○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則 (住都・建築指導課)	(第88号)	4
<b>告 示</b>		
○ 名古屋農業振興地域整備計画の変更について (緑土・都市農業課)	(第537号)	6
○ 環境影響評価準備書について (環境・地域環境対策課)	(第538号)	7
○ 有料公園施設の無料公開について (緑土・緑地管理課)	(第539号)	12
○ 行旅死亡人の発見 (健福・保護課)	(第540号)	13
<b>選 挙 管 理 委 員 会 告 示</b>		
○ 各種直接請求等に必要な数について	(第10号)	19
<b>教 育 委 員 会 告 示</b>		
○ 博物館相当施設の指定取消について	(第22号)	21
○ 名古屋市指定文化財の指定等について	(第23号)	22
<b>上 下 水 道 局 告 示</b>		
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第12号)	23
<b>監 査 公 表</b>		
○ 令和 4年監査公表	(第6号)	29
<b>公 告</b>		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の 公告 (経済・地域商業課)		42
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築 物の位置及び構造の認定に係る公告 (住都・建築指導課)		45
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 (経済・地域商業課)		47
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告 (上下水・営業課)		50
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の取消公 告 (上下水・営業課)		51
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告 (上下水・営業課)		52

○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告 （上下水・営業課）	53
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定の取消公告 （上下水・営業課）	54
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告 （上下水・営業課）	55

---

## 規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則（第88号）

1 改正内容

建築基準法（昭和25年法律第 201号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第12条の 2関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月8日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第88号

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（法の規定による許可申請書及び添付図書）

第12条の2 法第85条第5項又は法第87条の3第5項の規定による許可の期間の延長の申請をしようとする者は、規則別記第44号様式による申請書の正本及び副本に、前条第1項の表の2項右欄に掲げる図書を添えて、特定行政庁に提出しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、特定行政庁は、必要があると認めるときは、許可事項の審査について参考となる資料の提出を求めることができる。
- 3 特定行政庁は、第1項の申請を許可したときは、規則別記第45号様式による通知書に申請書の副本を添えて、申請者に許可した旨を通知する。
- 4 特定行政庁は、第1項の申請を許可しないときは、規則別記第46号様式に

よる通知書に申請書の副本を添えて、申請者に許可しない旨を通知する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 537号

名古屋農業振興地域整備計画の変更について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4項において準用する同法第12条第 1項の規定により公告します。

なお、同法第13条第 4項において準用する同法第11条第 2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を、同法第13条第 4項において準用する同法第12条第 1項の規定により併せて公告します。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、同法第13条第 4項において準用する同法第12条第 2項の規定により縦覧します。

令和 4年 9月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 農業振興地域の整備に関する法律第13条第 4項において準用する同法第11条第 2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果  
意見書の提出なし
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所  
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号  
名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第538号

環境影響評価準備書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第15条第1項の規定に基づき、事業者から大江川下流部公有水面埋立てに係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出がありましたので、同条例第16条第1項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この準備書及びその内容を要約した書類（以下「準備書要約書」という。）の写しを公衆の縦覧に供します。

令和4年9月6日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名古屋市  
名古屋市長 河村たかし  
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
  - (2) 名古屋港管理組合  
名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村たかし  
名古屋市港区港町1番11号
- 2 対象事業の名称及び種類  
大江川下流部公有水面埋立て  
公有水面の埋立て
- 3 対象事業の実施予定地  
名古屋市港区大江町及び昭和町地先から南区宝生町及び大同町地内まで
- 4 準備書の提出年月日  
令和4年8月24日（水）
- 5 準備書及び準備書要約書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

- ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）  
（名古屋市役所東庁舎5階）
- イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号  
港区役所
- ウ 名古屋市南区前浜通3丁目10番地  
南区役所
- エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号  
名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）  
（伏見ライフプラザ13階）
- オ 名古屋市南区東又兵衛町5丁目1番地の10  
名古屋市南生涯学習センター（以下「南生涯学習センター」という。）

(2) 縦覧期間

令和4年9月6日（火）から同年10月5日（水）まで。ただし、地域環境対策課、港区役所及び南区役所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、環境学習センターにあつては9月12日（月）、20日（火）、26日（月）、10月3日（月）を、南生涯学習センターにあつては9月14日（水）を除きます。

(3) 縦覧時間

- ア 地域環境対策課、港区役所及び南区役所  
午前8時45分から午後5時15分まで
- イ 環境学習センター  
午前9時30分から午後5時00分まで
- ウ 南生涯学習センター  
午前9時00分から午後9時00分まで（ただし、日曜日、祝日法による休日及び9月26日にあつては午後5時00分まで。）

6 環境の保全の見地からの意見の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次のとおり当該意見を提出することができます。

(1) 提出期限

令和4年10月20日（木）

(2) 提出先

地域環境対策課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電子メールアドレス：asesu-iken@kankyokyo. city. nagoya. lg. jp

(3) 記載事項

ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見の提出の対象である準備書の名称

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載）

(4) 提出方法

ア 郵送

イ 持参

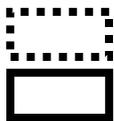
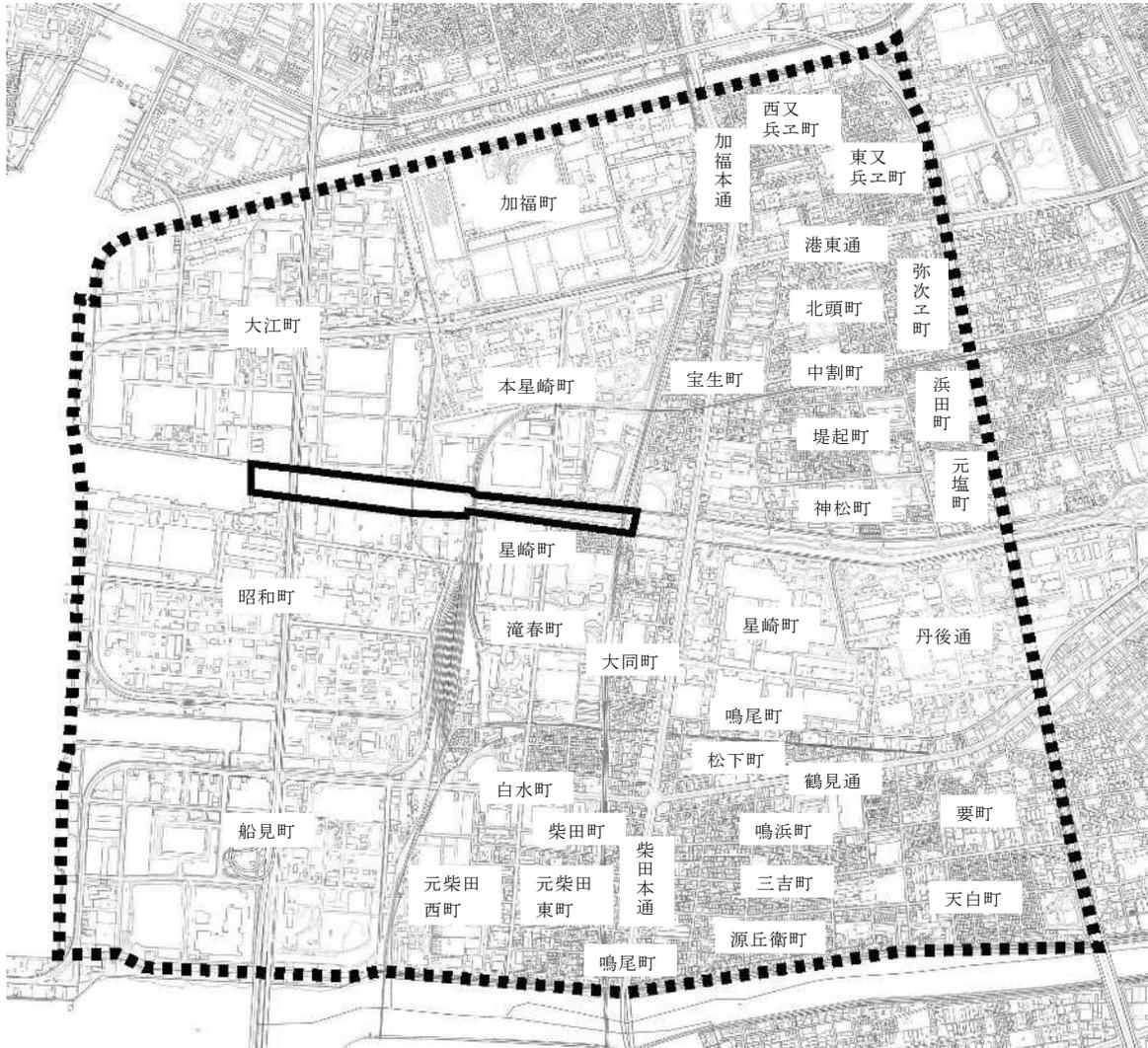
ウ 電子メール

7 関係地域の範囲（詳細は別図のとおり）

区	町名	摘要	区	町名	摘要
港区	大江町	全部	南区	鶴見通	全部
	昭和町	全部		天白町	一部
	船見町	一部		中割町	全部
	本星崎町	全部		鳴尾町	一部
南区	要町	一部		鳴浜町	全部
	加福町	全部		西又兵ヱ町	全部
	加福本通	全部		白水町	全部
	神松町	全部		浜田町	一部
	北頭町	全部		東又兵ヱ町	一部
	源兵衛町	全部		宝生町	全部
	港東通	全部		星崎町	一部
	柴田町	全部		松下町	全部
	柴田本通	全部		三吉町	全部
	大同町	全部		元塩町	一部

	滝春町	全部		元柴田西町	全部
	丹後通	一部		元柴田東町	全部
	堤起町	全部		弥次工町	一部

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



関係地域

事業予定地

名古屋市告示第 539号

有料公園施設の無料公開について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の 2第 1項第 1号の規定により、次のとおり有料公園施設を無料公開しますので、同条第 2項の規定により告示します。

令和 4年 9月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 期日

令和 4年10月16日（日）及び同年11月 3日（木）

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 540号

行旅死亡人の発見

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第 9条の規定により、次のように告示します。

心当たりのある方は、健康福祉局生活福祉部保護課まで連絡してください。

令和 4年 9月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

1 死体

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 本籍、住所 | 不詳  |
| (2) 氏 名   | 不詳  |
| (3) 年齢、性別 | 80歳位の女性（推定）   |
| (4) 死亡日時  | 令和 3年 2月 7日午前 4時頃（推定）   |
| (5) 発見日時  | 令和 3年 2月 8日午後 2時頃   |
| (6) 発見場所  | 名古屋市中区大須二丁目26番40号   |
| (7) 死亡原因  | 不詳の内因死  |
| (8) 人相特徴等 | 身長 140センチメートル位、体格中肉   |
| (9) 着 衣   | 緑色チェック柄ベスト、ピンク色長袖カーディガン、<br>ピンク色長袖シャツ、白色肌着  |
| (10)所持金品  | 現金34円、鍵 1本、通帳 1冊、キャッシュカード 1枚、<br>敬老パス 1通、後期高齢者医療保険被保険者証 1通、<br>介護保険被保険者証 1通、診察券 1枚、入れ歯 1個 |

2 死体

- |           |    |
|-----------|----|
| (1) 本籍、住所 | 不詳 |
| (2) 氏 名   | 不詳 |

- (3) 年齢、性別 年齢不詳、女性
- (4) 死亡日時 令和 3年 2月下旬 (推定)
- (5) 発見日時 令和 3年 4月26日午前11時 5分
- (6) 発見場所 名古屋市南区浜田町三丁目 102番地の 3
- (7) 死亡原因 病死 (不詳の内因死)
- (8) 人相特徴等 体格痩せ型
- (9) 着 衣 ピンク色長袖シャツ、赤色ショーツ

### 3 死体

- (1) 本籍、住所 不詳
- (2) 氏 名 不詳
- (3) 年齢、性別 60歳位の男性 (推定)
- (4) 死亡日時 令和 3年 4月上旬頃 (推定)
- (5) 発見日時 令和 3年 5月12日午後 0時25分頃
- (6) 発見場所 名古屋市瑞穂区片坂町 3丁目 8番地
- (7) 死亡原因 不詳の内因死
- (8) 人相特徴等 身長 160センチメートル位
- (9) 着 衣 白色Tシャツ
- (10)所持金品 現金15,283円、携帯電話 1台、充電器 1個、USBコード 1本、年金手帳 1冊、保護変更決定通知書 1枚、プリペイドカード 1枚、カードケース 1個、診察券 4枚、キャッシュカード 2枚、住民基本台帳カード 1枚、敬老手帳 1枚、敬老パス 1枚、ナナコカード 1枚、鍵 1本、タスポ 1枚

### 4 死体

- (1) 本籍、住所 不詳
- (2) 氏 名 不詳
- (3) 年齢、性別 70歳位の男性 (推定)
- (4) 死亡日時 令和 3年 1月下旬 (推定)

- |           |  |
|-----------|--|
| (5) 発見日時  | 令和 3年 6月 8日午後 4時30分頃   |
| (6) 発見場所  | 名古屋市中区大須四丁目 7番13号  |
| (7) 死亡原因  | 不詳の内因死   |
| (8) 人相特徴等 | 身長 174センチメートル、体格中肉   |
| (9) 着衣    | 茶色長袖フリース、灰色長ズボン、黒色靴下、白色タオル   |
| (10)所持金品  | 現金 1,561円、携帯電話 1台、鍵 1束、通帳 3冊、印鑑登録手帳 1通、運転経歴証明書 1通、国民健康保険被保険者証 1枚、キャッシュカード 3枚、ローンカード 1枚、診察券 1枚、金 1枚、紙片 6枚、レシート 3枚、封筒 1枚、ポイントカード 6枚、葉書 6枚、財布 2個、カード 3枚 |

## 5 死体

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 本籍、住所 | 不詳                               |
| (2) 氏名    | 不詳                               |
| (3) 年齢、性別 | 40歳位の男性（推定）                      |
| (4) 死亡日時  | 令和 3年 7月 4日午前 1時頃（推定）            |
| (5) 発見日時  | 令和 3年 7月 4日午前 7時 3分              |
| (6) 発見場所  | 名古屋市中区橘二丁目 9番下茶屋公園南西側            |
| (7) 死亡原因  | 自殺（非定型的縊死）                       |
| (8) 人相特徴等 | 身長約 168センチメートル、体格細身              |
| (9) 着衣    | 黒色パーカー、茶色ランニングシャツ、黒色ジーパン、紺色スニーカー |
| (10)所持金品  | 現金35円                            |

## 6 死体

- |           |         |
|-----------|---------|
| (1) 本籍、住所 | 不詳      |
| (2) 氏名    | 不詳      |
| (3) 年齢、性別 | 年齢不詳、女性 |

- (4) 死亡日時 令和 3年 7月中旬頃 (推定)
- (5) 発見日時 令和 3年 7月29日午前11時20分頃
- (6) 発見場所 名古屋市守山区四軒家一丁目1436番地
- (7) 死亡原因 不詳の内因性疾患
- (8) 人相特徴等 身長 164センチメートル位
- (9) 着 衣 白色半袖パジャマ、白色タンクトップ肌着、白色長ズボンパジャマ、白色股引
- (10)所持金品 現金 236,035円、運転免許証 1通、マイナンバーカード 1枚、通帳 4冊、鍵 1本

## 7 死体

- (1) 本籍、住所 不詳
- (2) 氏 名 不詳
- (3) 年齢、性別 年齢不詳、男性
- (4) 死亡日時 令和 3年 7月下旬 (推定)
- (5) 発見日時 令和 3年 8月25日午後 3時34分頃
- (6) 発見場所 名古屋市守山区本地が丘1701番地
- (7) 死亡原因 不詳の内因死
- (8) 人相特徴等 身長 150センチメートル
- (9) 着 衣 白色半袖Tシャツ、黒色ブリーフ、紺色靴下
- (10)所持金品 現金 146,182円、通帳 1冊、キャッシュカード 1枚、鍵 1本

## 8 死体

- (1) 本籍、住所 不詳
- (2) 氏 名 不詳
- (3) 年齢、性別 50歳から70歳位の女性 (推定)
- (4) 死亡日時 令和 3年 8月中旬頃 (推定)
- (5) 発見日時 令和 3年 8月19日午前 9時17分
- (6) 発見場所 名古屋市港区港町 1丁目15番地クレールベイサイド南

側岸壁から南方約 5メートルの名古屋港海上

- (7) 死亡原因 溺死
- (8) 人相特徴等 身長約 159センチメートル
- (9) 着 衣 紺色ポロシャツ、白色キャミソール、白色長袖カーデ  
ィガン、紺色ジーンズ、緑色パンツ、黒色スニーカー、  
黄色花柄靴下、黒色レグウォーマー

## 9 死体

- (1) 本籍、住所 不詳
- (2) 氏 名 不詳
- (3) 年齢、性別 50歳位の女性（推定）
- (4) 死亡日時 令和 3年 9月30日午後 3時頃（推定）
- (5) 発見日時 令和 3年 9月30日午後 7時10分
- (6) 発見場所 名古屋市港区入場二丁目1103番地
- (7) 死亡原因 非定型的縊死
- (8) 人相特徴等 身長約 164センチメートル
- (9) 着 衣 黒色Tシャツ、黒色ブラジャー、紺色ジャージズボン、  
白色紙オムツ、黒色固定サポーター、黒色マスク

## 10 死体

- (1) 本籍、住所 不詳
- (2) 氏 名 不詳
- (3) 年齢、性別 50歳位の女性
- (4) 死亡日時 令和 3年11月 1日頃（推定）
- (5) 発見日時 令和 3年11月 4日午前11時30分
- (6) 発見場所 名古屋市港区金船町三丁目 1番地大和リテック株式会  
社東側塀から東方へ約 5.6メートルの中川運河右岸内
- (7) 死亡原因 溺死
- (8) 人相特徴等 身長約 155センチメートル
- (9) 着 衣 黒色長袖タートルネックセーター、白色カップ付きタ

ンクトップ、黒色長ズボン、水色ショーツ、ストッキング（足首まで）、黒色マスク、真珠のピアス（左右各 1個）

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市選挙管理委員会告示第10号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和4年9月6日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西尾 たか子

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,826 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

336,408 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第1項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区名	規定する数	区名	規定する数
千種区	43,711人	熱田区	18,339人
東区	22,513人	中川区	60,093人
北区	45,438人	港区	38,441人
西区	41,197人	南区	37,076人
中村区	37,971人	守山区	47,617人
中区	25,365人	緑区	66,949人
昭和区	28,753人	名東区	43,474人
瑞穂区	29,849人	天白区	43,638人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する数

315,210人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会告示第22号

博物館相当施設の指定取消について

博物館法施行規則（昭和30年法律第24号）第24条の規定に基づき、次の博物館の指定を取消した。

令和4年9月8日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

- 1 取消年月日  
平成30年5月7日
- 2 登録番号  
第4号
- 3 設置者の名称  
名古屋市
- 4 博物館の名称及び所在地  
名古屋城天守閣  
名古屋市中区本丸1番1号

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室

名古屋市教育委員会告示第23号

名古屋市指定文化財の指定等について

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第4号）第2条第1項の規定により、次記1の文化財を名古屋市指定史跡に指定する。また、同項の規定により名古屋市指定文化財に指定された次記2の表左欄に掲げる文化財を、同表右欄に掲げる名古屋市指定文化財として指定変更する。

令和4年9月9日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

1 名古屋市指定史跡に指定するもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
史跡	桜神明社古墳	1基	名古屋市南区呼続四丁目2718番、2719番	神明社

2 名古屋市指定有形文化財の名称を変更するもの

左 欄		右 欄	
種 別	名 称	種 別	名 称
建造物	丹羽家住宅	建造物	旧旅籠屋「伊勢久」

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室

名古屋市上下水道局告示第12号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和4年9月30日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月8日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日  
令和4年10月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う  
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区名	町名	字・丁目	摘要	
緑区	姥子山一丁目		一部	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター
	作の山町		〃	〃
	鳴海町	尾崎山	〃	〃
名東区	梅森坂三丁目		〃	天白区植田南一丁目 名古屋市上下水道局 植田水処理センター
	梅森坂五丁目		〃	〃
天白区	平針四丁目		〃	〃

3 供用を開始する排水施設の位置

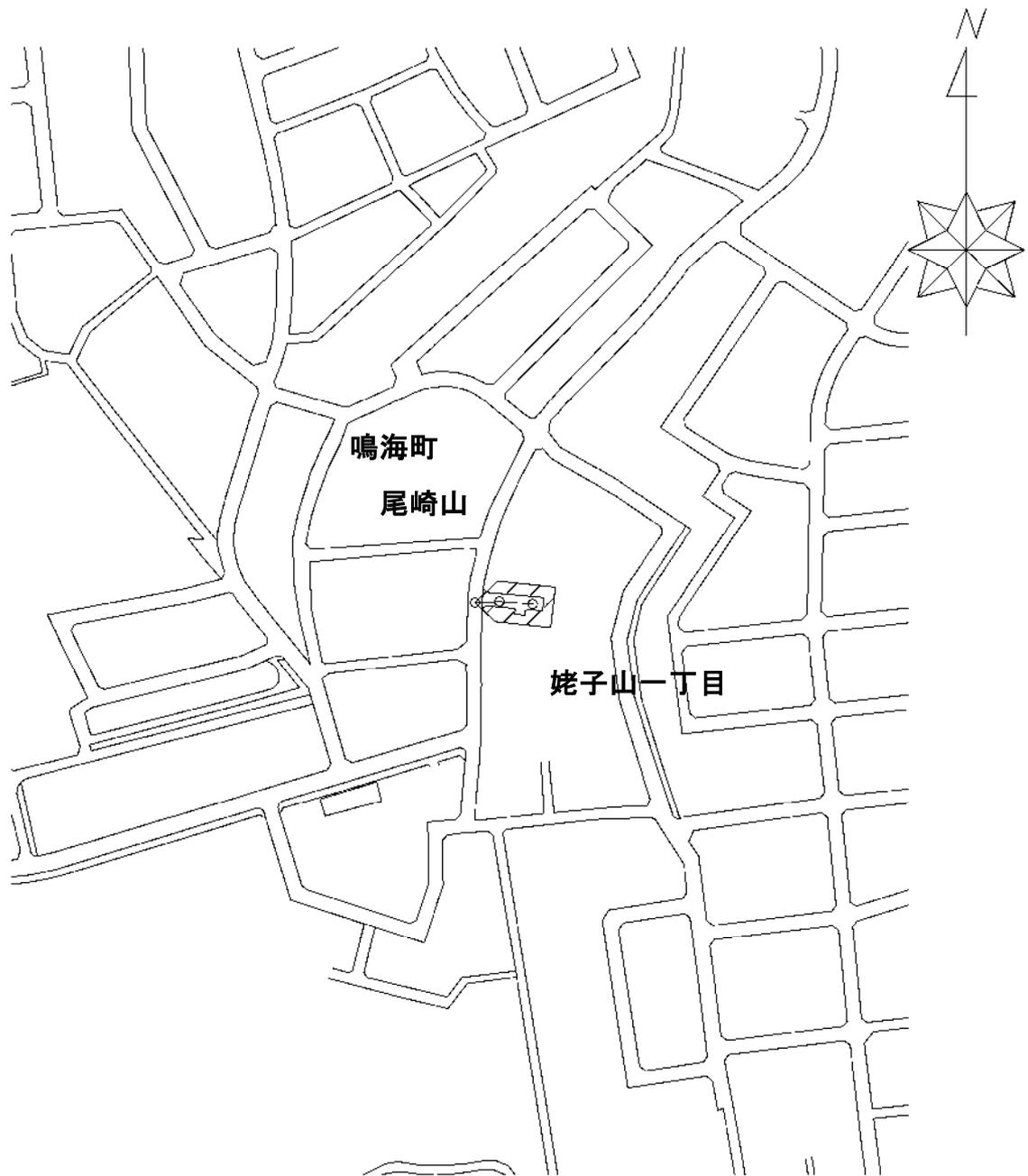
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	
分流式	緑区 名東区 天白区

# 排水施設的位置図

緑区（分流式）No. 1

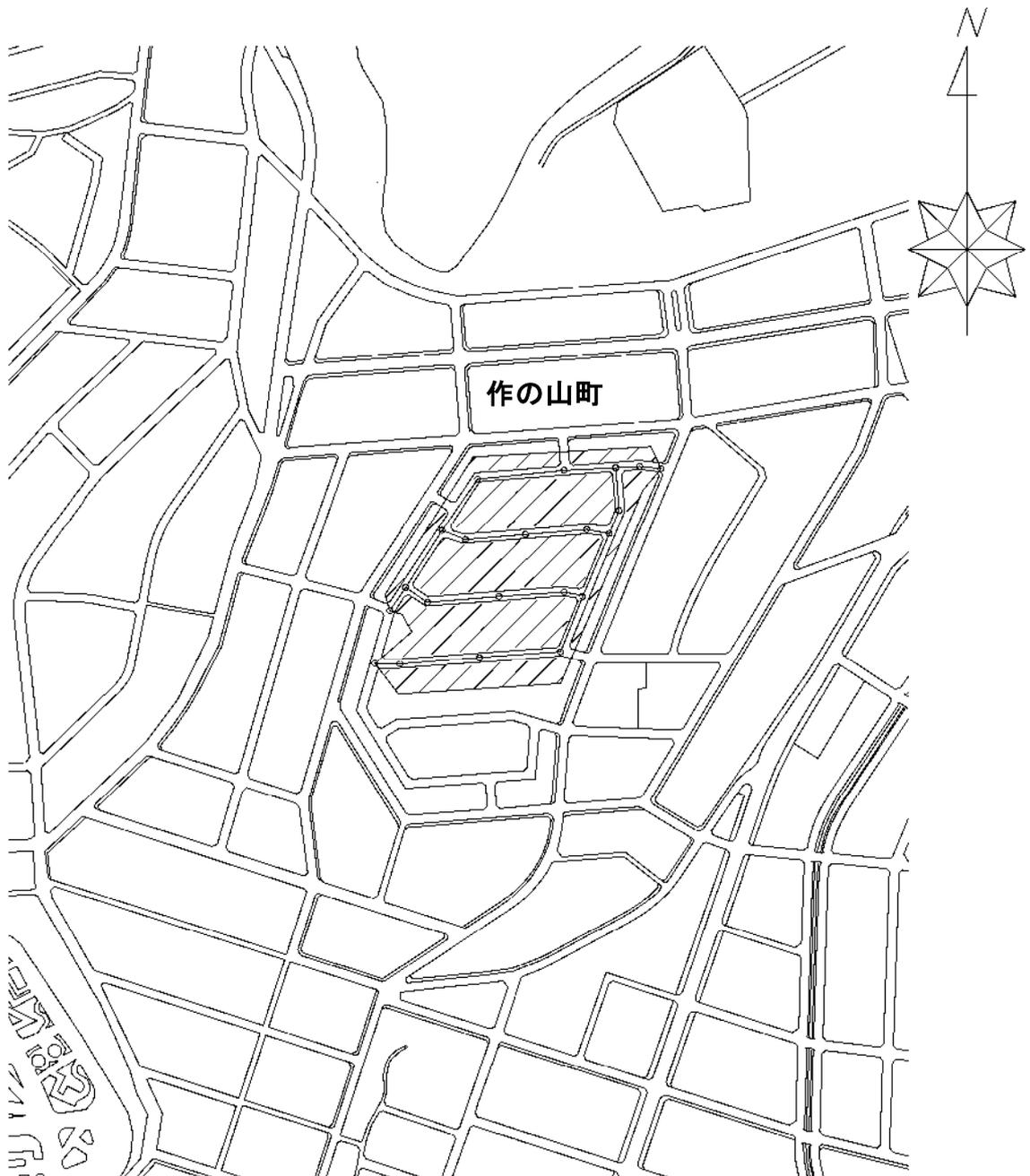


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 2

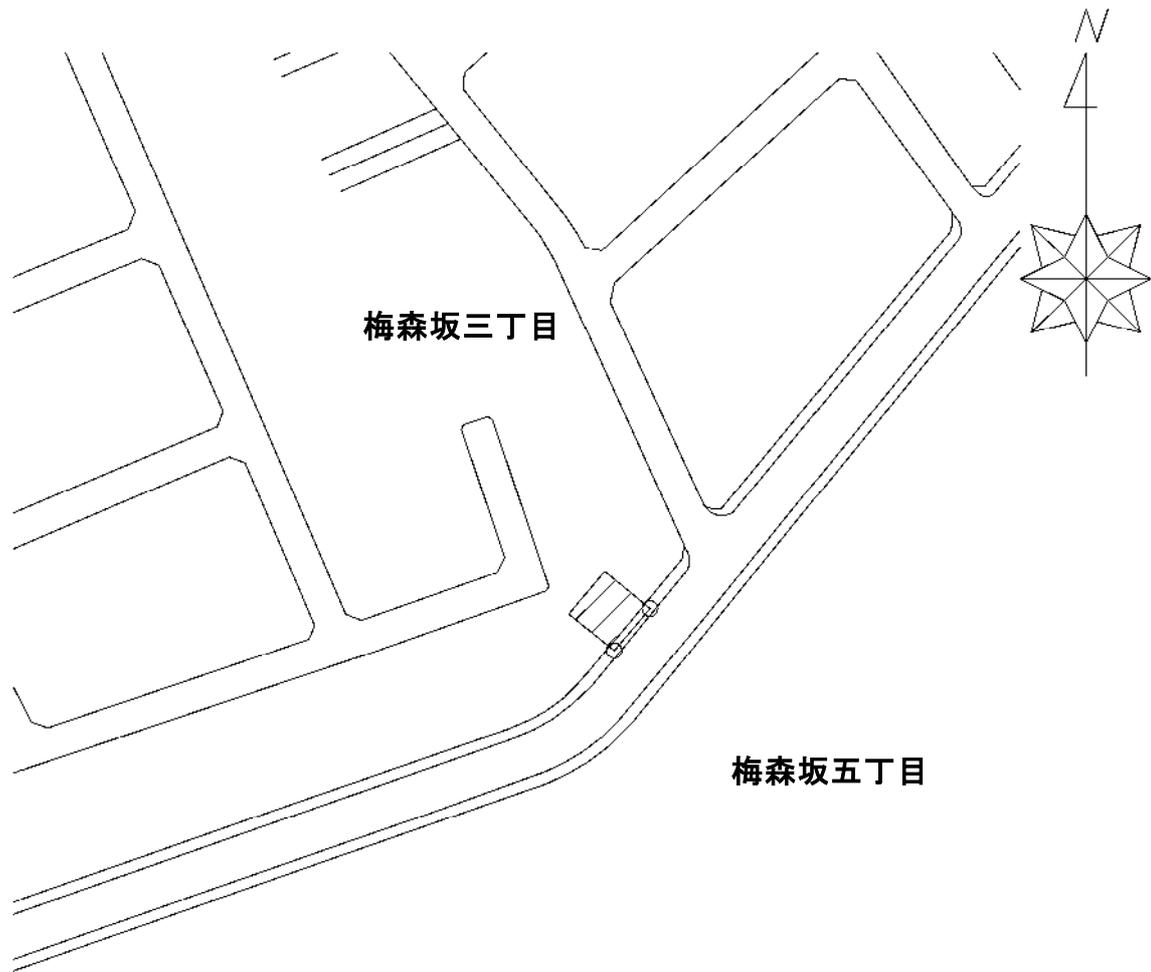


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設的位置図

名東区（分流式）

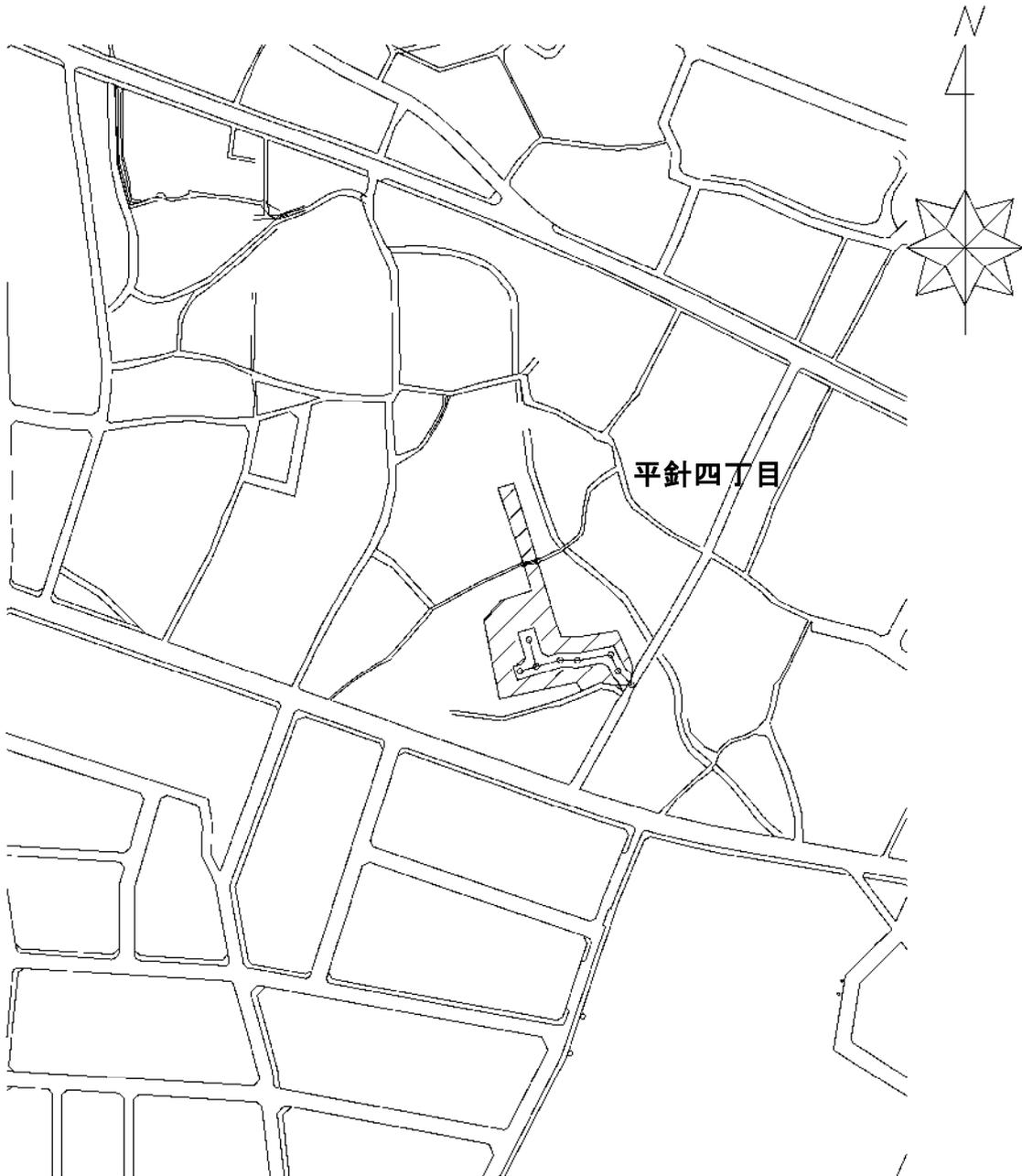


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

# 排水施設の位置図

天白区（分流式）



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

令和4年監査公表第6号

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

令和4年9月9日

名古屋市監査委員	西川ひさし
同	山田昌弘
同	山本正雄
同	小川令持

## 第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

## 第2 監査の対象

住宅都市局（工事）

（住宅都市局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

## 第3 監査の着眼点

### 1 共通の着眼点

#### (1) 設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

#### (2) 積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

#### (3) 施工について

設計図書どおり施工されているかなど

#### (4) 検査について

適正に検査が行われているかなど

### 2 特に注意する着眼点

#### (1) 安全や事故防止に配慮した設計及び工事監理がされているか

#### (2) 工事の各段階で適切な履行を確認しているか

## 第4 監査の実施内容

### 1 実施時期

令和 4年 2月 4日から令和 4年 8月23日まで

### 2 実施方法

今回の監査では、住宅都市局における令和 2年 4月 1日から令和 4年 3月31日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	1,152	108	9.4	82,352	15,185	18.4
委託	1,082	12	1.1	5,923	637	10.8

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第2位を四捨五入

## 第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

### 1 指摘

#### (1) 建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（積算）

環境省が定める建設廃棄物処理指針（以下「処理指針」という。）では、発注者の責務と役割について、建設廃棄物の積算上の取扱いにおいて適正な建設廃棄物の処理費を計上することや工事が終わった時は受注者に報告させ、建設廃棄物が適正に処理されたことを確認することなどを定めている。

「葵土地区画整理事業都市計画道路布池町線始め6路線街路築造及び舗装工事」及び「鳴海地区高架北道路外1路線街路築造及び舗装工事」では、道路の整備を行っており、整備に伴い既設の排水管を撤去していたが、積算では撤去費のみ計上しており、撤去により発生する塩化ビニル管などの建設廃棄物について処理費用が計上されていなかった。また、これらの建設廃棄物の処理について、工事完了時に受注者に報告させておらず、建設廃棄物が適正に処理されたことを確認していなかった。なお、実査により工事完了後の建設廃棄物の処理状況を確認したところ、適正に処理されていた。

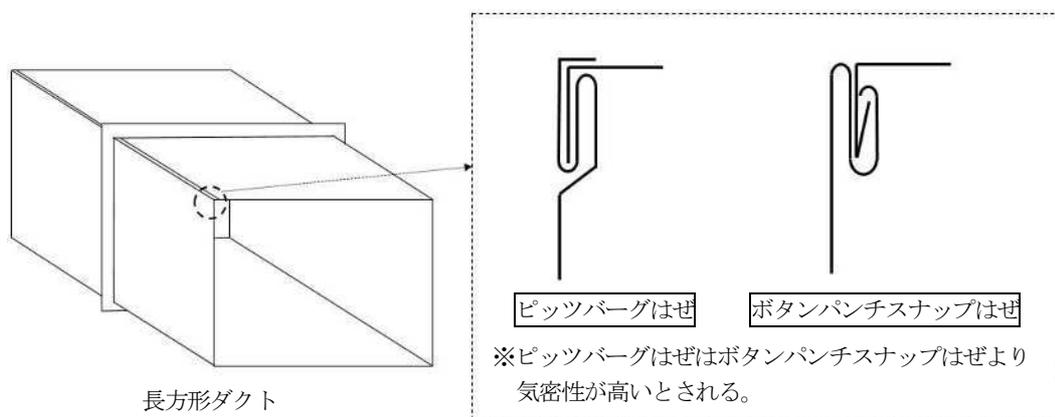
今後、建設廃棄物の処理にあたっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上

を図るために定められた処理指針の趣旨を踏まえ、発注者の責務として建設廃棄物の処理費用を適正に計上されたい。また、建設廃棄物の処理について、工事完了時に受注者に報告させるなど、処理指針に沿った建設廃棄物の適正な処理の確保に努めるよう改めて局内に周知されたい。

(大曽根北・筒井都市整備事務所、緑都市整備事務所)

## (2) 排煙ダクトの施工について（施工）

国土交通省が定める公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下「標準仕様書」という。）では、公共建築物における長方形ダクト<sup>(注1)</sup>の材料や接合について、標準的な仕様を定めている。長方形ダクトは、鉄板を筒状に加工して製作されることから、かどに継目ができるが、標準仕様書ではその継目はピッツバーグはぜ<sup>(注2)</sup>又はボタンパンチスナップはぜによるとされており、排煙の用途に使用する長方形ダクト（以下「排煙ダクト」という。）のかどの継目については、ピッツバーグはぜとするとされている。



長方形ダクトのはぜの種類

「緑文化小劇場天井脱落対策空調工事」では、天井改修に伴って支障となる排煙ダクトの一部を改修する工事を行っていた。新設した排煙ダクトのかどの継目を確認したところ、受注者が作成する施工計画書は標準仕様書に定めているピッツバーグはぜとする旨の記載があったにもかかわらず、ボタンパンチスナップはぜで施工していた。なお、工事完了後の当該排煙ダクトの風量を測定したところ、必要とされる風量については確保していることを確認した。

標準仕様書は公共建築物の品質及び性能の確保等を目的としており、公共建

築物である緑文化小劇場は、標準仕様書に沿った施工が必要である。当該排煙ダクトについては、必要とされる風量は確保していることを確認したところではあるが、排煙ダクトは火災時に煙を屋外へ排出する重要な設備であるため、標準仕様書に基づいた施工となるよう受注者を指導するとともに、設置する段階で施工が適切であるか確実に確認されたい。(設備課)

(注 1) 長方形ダクト

空調、換気、排煙などを目的とした空気の通路となる角形の風道

(注 2) はぜ

長方形ダクトのかどの継目の鉄板端部をかみ込ませるように接続した部分

### (3) 単価契約に関する指示ごとの工事の完了検査について (検査)

名古屋市住宅都市局工事請負単価契約約款では、発注者は、必要が生じたつど、指示書をもって受注者に対して工事の施工及び所要の措置を指示し、受注者は、指示ごとの工事を完成したときは、直ちに発注者に工事完了届を提出しなければならないとしている。また、発注者は、工事完了届を受理したときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了しなければならないとしている。なお、指示ごとの工事の完了検査は、発注者が指定した検査員が行うものとしている。

「緑都市整備事務所所管街路灯等修繕工事 (単価契約)」では、所管区域内において発生する街路灯等の要補修箇所をそのつどの指示に基づき修繕し、工事完了後にそのつど完了検査を実施していたが、指定した検査員ではなく、担当監督員が完了検査を実施していた。

工事の完了検査は、当該工事の出来高を対象とし、契約書、仕様書、設計書及び図面その他関係書類に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質等について確認し、合否の判定を行うものであり、発注者が指定した検査員により適正に実施されたい。(緑都市整備事務所)

#### (4) 道路の工事等における所轄警察署長の許可又は協議について（その他）

道路交通法（昭和35年法律第 105号）では、道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人に対し当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）の許可を受けなければならないと定めている。また、同法では、道路法（昭和27年法律第 180号）による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行なおうとするときは、当該道路の管理者は、所轄警察署長に協議すれば足りると定めている。

「街路灯修繕工事（大北・筒井－1）単価契約」及び「緑都市整備事務所所管街路灯等修繕工事（単価契約）」において、道路上で街路灯の修繕工事を行っていたが、あらかじめ必要とされる所轄警察署長の許可又は協議がなく工事を実施していた。

道路における施工等に際しては、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資するとの道路交通法の趣旨を踏まえ、必要な所轄警察署長の許可の取得又は協議の実施をされたい。

（大曾根北・筒井都市整備事務所、緑都市整備事務所）

## 第6 意見

### 適切な監督業務の遂行について

住宅都市局では、市営住宅をはじめとする様々な公共施設の整備、保全業務を行っている。公共施設は市民生活や経済活動の基盤となる重要な社会資本であり、将来にわたってその品質を確保することで市民の福祉の向上に寄与する必要があることから、工事を施行する当局の技術職員においては、法令を遵守することはもとより、工事中の安全確保に努め、円滑に工事が履行されるよう適切に監督業務を行う必要がある。

今回の監査結果では、建設廃棄物の範ちゅうについての認識不足があったものや道路上の工事に係る警察との協議を実施していなかったものなど、工事履行に対する適切な監督業務の遂行が確認できない事例が見受けられた。不適切な監督によって廃棄物の不法投棄や道路上の工事に伴い事故が発生した場合、健全な市民生活を害し、ひいては市政への信頼を損ねることにつながりかねない。公共工事の発注者として、工事に伴って生ずるリスクを十分認識し、管理するよう適切な監督業務の遂行に努められたい。

また、当局では組織内の世代交代による技術力の継承を重要な課題と捉え、関係法令や民間企業の技術等について職場内研修を行い、職員の技術力向上に取り組んでいるところであるが、机上での知識の修得にとどまらず、現場での研修を組み合わせることで多種多様な工事経験によって培われたノウハウを局内に広く展開するなど、監督能力の更なる向上に向け、技術力の継承に取り組まれたい。

## 第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

## 第2 監査の対象

総務局（工事）

（総務局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

## 第3 監査の着眼点

### 1 共通の着眼点

#### (1) 設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

#### (2) 積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

#### (3) 施工について

設計図書どおり施工されているかなど

#### (4) 検査について

適正に検査が行われているかなど

### 2 特に注意する着眼点

#### (1) 約款や法令に基づいた適切な事務処理が行われているか

#### (2) 施設の維持管理が適切に行われているか

## 第4 監査の実施内容

### 1 実施時期

令和 4年 2月 4日から令和 4年 8月23日まで

### 2 実施方法

今回の監査では、総務局における令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	111	9	8.1	57	14	24.6
委託	11	3	27.3	102	97	95.1

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2位を四捨五入

## 第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

### 1 指摘

#### (1) 非常用の照明装置の改善について（維持管理業務）

建築基準法（昭和25年法律第 201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）では、一定の規模を有する建築物には、非常用の照明装置<sup>(注)</sup>などの建築設備を設置することと定めている。また、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないと定めている。

「複合庁舎中土木事務所ビル（上下水道局施設併存）維持管理業務委託」では、建築基準法に基づいて設置した建築設備の定期点検を行っていた。点検報告書を確認したところ、令和 3年度の点検で非常用の照明装置が点灯しないと報告を受けていた箇所について、令和 2年度においても同様の報告を受けていたにもかかわらず、適法な状態に改善されていなかった。

非常用の照明装置は、停電した場合において、一定時間点灯し安全に避難することができるよう、廊下、階段などに設置する重要な設備であるため、建築物の所有者、管理者又は占有者は適法な状態で維持するよう努めなければならない。複合庁舎である中土木事務所ビルは、複数の部署が所管する施設となっていることから、関係局で締結している複合庁舎中土木事務所ビル（上下水道

局施設併存) 管理に関する覚書(以下「覚書」という。)に基づき、非常用の照明装置の不点灯について、必要な対策が講じられるよう当該施設営繕の所管局に強く働きかけ、関係局と相互に協力し適切な施設の運営、管理を図られたい。

(デジタル改革推進課)

(注) 非常用の照明装置

火災などにより停電したときに安全に避難できるように蓄電池などを電源として一定時間点灯するよう通路などに設けるもの

## (2) 接地抵抗値の改善について(維持管理業務)

電気事業法(昭和39年法律第170号)では、電気設備の設置者は、電気設備を省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならないと定めている。また、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)では、電気設備の異常時の保護対策など電気設備の保安上必要な技術基準を定めており、その具体的事項を示した電気設備の技術基準の解釈(以下「技術基準の解釈」という。)では、接地<sup>(註)</sup>の種別ごとに抵抗値は基準以下にすることと定めている。

「複合庁舎中土木事務所ビル(上下水道局施設併存)維持管理業務委託」では、受変電設備の定期点検を行っており、接地抵抗値についても測定を行っていた。点検報告書を確認したところ、令和3年度の点検で接地抵抗値が基準を超えているとの報告を受けていた箇所について、令和2年度においても同様の報告を受けていたにもかかわらず、技術基準の解釈に適合する状態になるよう改善されていなかった。

接地抵抗値が基準を超えている場合、漏電した際に大地へ電気が流れにくくなり、感電や火災が発生するおそれがあるため、電気設備の設置者は技術基準の解釈に適合するように維持しなければならない。複合庁舎である中土木事務所ビルは、複数の部署が所管する施設となっていることから、関係局で締結している覚書に基づき、接地抵抗値の改善について、必要な対策が講じられるよう当該施設営繕の所管局に強く働きかけ、関係局と相互に協力し適切な施設の運営、管理を図られたい。

(デジタル改革推進課)

(注) 接地

電気設備と大地をつなぐこと

## 第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

## 第2 監査の対象

経済局（工事）

（経済局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

## 第3 監査の着眼点

### 1 共通の着眼点

#### (1) 設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

#### (2) 積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

#### (3) 施工について

設計図書どおり施工されているかなど

#### (4) 検査について

適正に検査が行われているかなど

### 2 特に注意する着眼点

#### (1) 約款や法令に基づいた適切な事務処理が行われているか

#### (2) 施設の維持管理が適切に行われているか

## 第4 監査の実施内容

### 1 実施時期

令和 4年 2月 4日から令和 4年 8月23日まで

### 2 実施方法

今回の監査では、経済局における令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	254	14	5.5	427	208	48.7
委託	91	7	7.7	470	227	48.3

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2位を四捨五入

## 第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

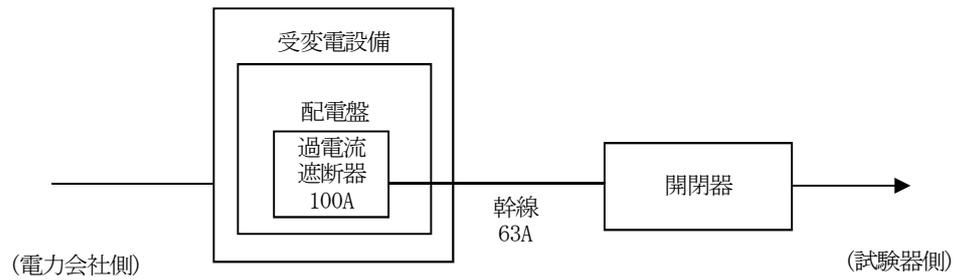
今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

### 1 指摘

#### 低圧幹線の設計について（設計）

電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9年通商産業省令第52号）では、電気設備の異常時の保護対策など電気設備の保安上必要な技術基準を定めている。その具体的事項を示した電気設備の技術基準の解釈（以下「技術基準の解釈」という。）では、低圧幹線（以下「幹線」という。）を敷設する場合、幹線を保護する過電流遮断器（ブレーカ）の定格電流は、幹線の許容電流以下とすることを定めている。

「工業研究所中間実験工場分電盤改修その他工事」では、新しい試験器を導入するため、直近に開閉器を設け、配電盤の既設の過電流遮断器から開閉器までの幹線を敷設する工事を行っていた。新設する幹線には許容電流が63アンペアであるケーブルを敷設する設計としていたが、幹線を保護する既設の過電流遮断器の定格電流が 100アンペアであり、幹線の許容電流よりも大きいものとなっていた。また、施工状況について確認したところ、設計図書のとおりの内容で施工されていた。



幹線系統の概要図

幹線に許容値以上の電流が流れ続けると、異常発熱による火災事故の恐れがあるため、技術基準の解釈に適合するよう当該電気設備を是正されたい。また、今後同様の設計にあたっては、技術基準の解釈に適合した設計とするよう局内に周知されたい。

(工業研究所総務課)

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年9月5日

名古屋市長 河村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

緑区白土商業施設

名古屋市緑区白土 803番 ほか13筆

### 2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

#### (1) 設置者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
東海ハウス(株)	代表取締役 条 洋平	愛知県安城市大山町一丁目10番地 9

#### (2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
(株)あかのれん	代表取締役 伊藤 享司	名古屋市南区内田橋一丁目 3番19号
(株)セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外濠二丁目38番地

### 3 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年4月24日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,438平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

112台

(2) 駐輪場の収容台数

27台

(3) 荷さばき施設の面積

100.0平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

9.0立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)あかのれん	午前 9時00分	午後 9時45分
(株)セリア		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
店舗南側 ①駐車場	午前 8時30分から午後10時00分まで
店舗東側 ②駐車場	午前 0時00分から午後12時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

6箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
店舗北側 荷さばき施設A	午前 6時00分から午後10時00分まで
店舗東側 荷さばき施設B	

7 届出の日

令和 4年 8月23日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）  
緑区役所情報コーナー及び天白区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 9月 5日から令和 5年 1月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 1月 5日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の  
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和4年9月7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 対象区域

名古屋市瑞穂区萩山町3丁目48番1、48番2、49番、50番、51番、52番、53番、54番、55番、56番、57番、58番、59番、60番1、60番2、61番、62番、63番、64番、65番、66番1、66番2、67番1、67番2、67番3、68番1、68番2、68番3、69番、71番、72番及び73番

名古屋市瑞穂区萩山町4丁目1番、1番1、2番、3番、4番、5番、6番、23番、24番、25番、26番、27番、28番、29番、30番、31番、32番、33番、34番、35番、40番、41番、41番1、42番、43番、44番、45番、46番、47番及び48番

名古屋市瑞穂区豊岡通3丁目28番1、28番2及び28番3

名古屋市瑞穂区師長町9番1、18番、19番、22番、23番1、29番1、30番、36番、37番、52番、53番、54番、64番、76番、77番1、77番2、78番1、78番2、79番、80番、85番1、85番2、86番3、86番4、87番1、87番2、88番1、88番2、89番1、89番2、90番1、90番2、91番1、91番2、92番、93番及び94番

名古屋市瑞穂区山下通5丁目1番、2番、3番、4番、30番、31番1、31番2、32番、33番及び34番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

(名古屋市役所西庁舎2階)

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年9月9日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タチヤ名古屋みなとSC

名古屋市港区築盛町 132番 ほか29筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	株ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山 717番地の1	—	—	—	平成30年9月24日
2	有クールパランス	代表取締役 赤塚 秋世	三重県津市高野尾町 4945の16番地	—	—	—	令和4年3月31日
3	株タチヤ	代表取締役 森 克幸	名古屋市緑区神沢一丁目 426番 1号	変更なし	代表取締役 武田 大輔	名古屋市中区丸の内一丁目10番29号	別途記載
4	株西松屋チェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄 266番地の1	変更なし	代表取締役 大村 浩一	変更なし	令和2年8月22日

5	—	—	—	中部薬品(株)	代表取締役 高巢 基彦	岐阜県多治 見市高根町 4丁目29番 地	令和 3年 11月 4日
6	—	—	—	(株)セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣 市外渚二丁 目38番地	令和 3年 11月 18日

### 3 変更の日

- (1) No. 1、No. 2及びNo. 4からNo. 6までの小売業者については、2で既述
- (2) No. 3の小売業者の代表者については、令和 4年 7月 1日、住所については、令和 4年 6月21日

### 4 変更した理由

- (1) No. 1及びNo. 2の小売業者については、退店のため
- (2) No. 3の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (3) No. 4の小売業者については、代表者変更のため
- (4) No. 5及びNo. 6の小売業者については、入店のため

### 5 届出の日

令和 4年 8月23日

### 6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

### 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 9月 9日から令和 5年 1月10日まで。ただし、名古屋市の休日を含め定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

### 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗

を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

#### 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 1月10日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和4年9月9日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

### 指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1561号	遠州水道サービス	紀平 卓馬	名古屋市守山区小幡南二丁目1番8号	令和4年8月17日
第1562号	高田設備	高田 正人	愛知県豊田市西中山町才ヶ洞10番地41	令和4年8月17日
第1413号	岩本設備(株)	岩本 健一郎	名古屋市中川区富田町大字榎津字袋尻427番地の2	令和4年8月31日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

## 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の取消公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第15条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定を取り消したので、同規程第17条第3号の規定により公告する。

令和 4年 9月 9日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定を取り消した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	取消年月日
第 691号	(株)中部パ イプライ ニング	山中 弘	名古屋市緑区太子一 丁目 363番地	令和 4年 8月 8日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

## 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和4年9月9日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

### 事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1348号	(株)大和工業	中村 秀之	愛知県大府市共栄町六丁目 435番地	令和4年8月17日
第1413号	岩本設備	岩本 健一郎	名古屋市中川区富田町大字榎津字袋尻 427番地の2	令和4年8月31日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

## 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和4年9月9日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

### 指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1562号	高田設備	高田 正人	愛知県豊田市西中山町才ヶ洞10番地41	令和4年8月17日
第1413号	岩本設備 (株)	岩本 健一 郎	名古屋市中川区富田町大字榎津字袋尻427番地の2	令和4年8月31日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

## 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定の取消公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第8条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定を取り消したので、同規程第22条第1項第3号の規定により公告する。

令和4年9月9日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

### 指定を取り消した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	取消年月日
第 691号	(株)中部パ イプライ ニング	山中 弘	名古屋市緑区太子一 丁目 363番地	令和 4年 8月 8日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

## 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和4年9月9日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

### 事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1348号	(株)大和工業	中村 秀之	愛知県大府市共栄町六丁目 435番地	令和4年8月17日
第1413号	岩本設備	岩本 健一郎	名古屋市中川区富田町大字榎津字袋尻427番地の2	令和4年8月31日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課